

東京都離島航空路線運航費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都の離島（以下「離島」という。）における住民の生活に必要な旅客運送の確保並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、航空運送事業者に対し、予算の範囲内において東京都離島航空路線運航費補助金（以下「補助金」という。）を交付できるものとし、その交付に関しては、国が定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成23年5月27日付国空事第118号。以下「国の要綱」という。）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(運航費補助対象路線)

第2条 運航費補助対象となる航空路線（以下「補助対象路線」という。）は、補助対象期間において経常損失が見込まれる離島航空路線のうち、国の要綱第67条の規定により国土交通大臣が認定した生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定された離島航空路線確保維持計画を含む。以下この要綱において同じ。）の路線とし、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当該離島にとって最も日常拠点性を有していること。
- 二 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と前号の地点の間の所要時間が概ね2時間以上であること。
- 三 二つ以上の航空運送事業者が競合関係の下で経営する航空路線でないこと。

(運航費補助事業者)

第3条 運航費補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島）に係る航空路線について、第4条の事業を行う航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業者であって、国土交通大臣が認定した生活交通ネットワーク計画に運航予定者として記載されている者とする。

(運航費補助対象事業)

第4条 運航費補助対象事業（以下「対象事業」という。）は、第2条に規定する補助対象路線を運航する事業とする。

(運航費補助対象期間)

第5条 運航費補助対象期間は、補助金の交付決定を受ける日の属する会計年度とする。

(運航費補助対象経費)

第6条 運航費補助対象経費は、第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合、その他特に調整を要する場合には、知事は、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都離島航空路線運航費補助交付申請書(第1号様式)を補助金の交付を受けようとする会計年度の4月末日(特にやむを得ない理由がある場合にあつては、知事の指定する日)までに、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料は次のとおりとする。

(1) 国の要綱第67条規定により国土交通大臣が認定した生活交通ネットワーク計画

(2) 国から東京都離島航空路線協議会宛の地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航空路運航費補助)の内定通知書の写し

(補助金交付決定通知)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、東京都離島航空路線運航費補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金の交付を申請した者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第10条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求等)

第11条 第9条の規定により交付決定の通知を受けた者は、第8条第2項(2)により国から通知された額の10分の9の範囲内で、東京都離島航空路線運航費補助金概算払請求書(第3号様式)を提出することができる。

2 前項の規定により概算払の請求があつたときは、知事は、補助事業の遂行上必要があると認める場合に、予算の範囲内で交付することができる。

る。

(対象事業実績報告)

第12条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、東京都離島航空路線運航費補助金実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、対象事業の完了した日から起算して1月以内又はその翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告に係る対象事業の成果が補助金交付額の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付額を確定し、東京都離島航空路線運航費補助金の額の確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者が、認定を受けた生活交通ネットワーク計画に基づく対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、知事は、第9条の東京都離島航空路線運航費補助金交付決定通知書に記載された額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付等)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東京都離島航空路線運航費補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前条により通知された額が第11条第2項の概算払額を下回った場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 五 法令またはこれに基づく知事の処分に違反したとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに

係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消の通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補助金の整理)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（平成24年3月30日付23港島管第1226号）

この交付要綱は、平成23年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。ただし、第5条中「補助金の交付の決定を受ける日の属する会計年度」とあるのは、平成23年度に限り、「平成23年10月1日から平成24年3月31日の間」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年3月15日付24港島管第1196号）

第1条 この交付要綱は、平成25年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。

第2条 平成25年度の三宅島路線の運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月20日付25港島管第1349号）

第1条 この交付要綱は、平成26年度東京都離島航空路線運航費補助金に適用する。

第2条 平成26年度の羽田－大島路線運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月20日付26港島管第1274号）

第1条 この交付要綱は、平成27年度東京都離島航空路線運航費補助金に適用する。

第2条 平成27年10月まで実施される大島路線搭乗率向上実証実験の期間中の運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。